(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の高齢者の健康保持及び心身の安らぎを図り、高齢 者福祉の増進に資するため、予算の範囲内において鍼灸マッサージ等の施術 費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、本市に住所 を有する70歳以上の者(助成を受けようとする年度中に70歳に達する者 を含む。)で、同一世帯に属する者の市民税所得割額の合計額が16万円未 満の世帯に属するものとする。

(対象施術)

第3条 助成の対象となる施術(以下「対象施術」という。)は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に基づく免許を有し、かつ、寒河江市鍼灸マッサージ師会に加入している施術師(以下「会員」という。)から受けた施術とする。ただし、医療保険適用となる施術を除く。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、寒河江市鍼灸マッサージ等施術費助成申 請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければなら ない。

(利用者証及び利用券)

第5条 市長は、申請書の提出があった場合は、速やかに審査を行い、助成対 象者に該当すると認められるときは、寒河江市鍼灸マッサージ等助成利用者 証(様式第2号。以下「利用者証」という。)及び寒河江市鍼灸マッサージ 等助成利用券(様式第3号。以下「利用券」という。)を交付するものとする。

2 利用券の交付枚数は、1人当たり1年度につき12枚を限度とし、当該利用券は発行した年度に限り利用可能とする。

(助成する額及び助成方法)

- 第6条 助成する額は、対象施術1回につき1,000円とする。ただし、施 術費が1,000円に満たない場合は、助成しない。
- 2 助成は、助成対象者が対象施術を受ける際に利用券を提出し、当該施術に 要した料金から控除する方法により行う。

(助成金の請求及び交付)

- 第7条 寒河江市鍼灸マッサージ師会会長は、会員が行った対象施術について とりまとめ、施術を行った月の翌月の10日までに、前条第2項の規定によ り控除した額(以下「助成金」という。)について寒河江市鍼灸マッサージ 等料金請求書(様式第4号)により市に請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当 と認められるときは、速やかに会員に助成金を支払うものとする。

(不正利用等の禁止)

- 第8条 利用者証及び利用券を不正に使用し、又は他に譲渡してはならない。
- 2 市長は、不正に利用券を使用し、又は他に譲渡した場合は、助成を取り消 し、助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(利用券の返還)

第9条 利用者証及び利用券の交付を受けた者が、助成対象者でなくなったと きは、利用者証及び未使用の利用券を市長に返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

寒河江市鍼灸マッサージ等施術費助成申請書

年 月 日

寒河江市長 様

鍼灸マッサージ等助成利用者証の交付を受けたいので、寒河江市鍼灸マッサージ等施 術費助成事業実施要綱第4条の規定により申請します。

申請者	フリ 氏	ガナ 名				生年。	月日	年 月 日(満 歳)			
						性	別		男・女		
	住	所	寒河江市						電話	_	_
家族	助成対象者を決定するため、市の担当職員が私の課税資料を閲覧することに同意します。										
	同居世帯員氏名			続柄	備考				※市民税所得割額		
				本人							
構								※ 市 記			
成								記し入欄			
								11末 -			
	交付年月日					年	月	日			
**	中心 侧										
			者証番号		第			号			
	交 付 枚 数			枚							

(表 面)

年度寒河江市鍼灸マッサージ等助成利用者証

番号	
交付年月日	
氏 名	
生 年 月 日	
住所	

標記のものは、寒河江市鍼灸マッサージ等施術費助成事業実施要綱により、鍼灸マッサージ等の施術に要する費用の一部を市が助成するものであることを証明する。

寒河江市長 印

(裏 面)

(利用券使用上の注意)

- 1 利用券を使用できるのは、寒河江市鍼灸マッサージ師会に加入している施術者に限ります。
- 2 利用の際は、この利用者証を提示して利用券を渡してください。
- 3 利用券の交付を受けていた方が、その資格要件に該当しなくなったときは、速やかに市に届け出るとともに、未使用の利用券を返還してください。
- 4 利用券を不正に使用したり、他人に譲渡したときは、すでに使用した利用券に係る費用の全部又は一部の返還を求めることがあります。

(表 面)

年度 寒河江市鍼灸マッサージ等助成利用券

 利用者名

 助成額
 1,000円

 有効期限
 年 月 日

 使用年月日
 年 月 日

施術者名

- ・この利用券の使用は、1回の施術につき1枚までとします。
- ・この利用券の利用範囲はあん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に基 づく免許を有し、寒河江市鍼灸マッサージ師会に加入して いる施術者に限ります。

寒河江市長 印

(裏 面)

施術者の方へ

- 1 施術に要する費用から、助成額を引いた額が本人負担となります。
- 2 助成金は寒河江市鍼灸マッサージ師会を通じて寒河江市長に請求してください

○問い合わせ先 寒河江市 In.

寒河江市鍼灸マッサージ等料金請求書

年 月 日

寒河江市長 様

 住 所

 請求者

 氏 名
 印

年 月分の鍼灸マッサージ等料金を、寒河江市鍼灸マッサージ等施術費助成事 業実施要綱により下記のとおり請求いたします。

記

利用件数A	助成単価B	請求額A×B	備考	
件	円	円		
	1,000		内訳は別紙のとおり	

寒河江市鍼灸マッサージ等料金請求内訳書

年 月分

施術者名	利用件数	助成単価	請求額	備考
	件	1,000円	Н	
	件	1,000円	円	
	件	1,000円	円	
	件	1,000円	円	
	件	1,000円	円	
	件	1,000円	円	
	件	1,000円	円	
	件	1,000円	円	
	件	1,000円	円	
	件	1,000円	円	
	件	1,000円	円	